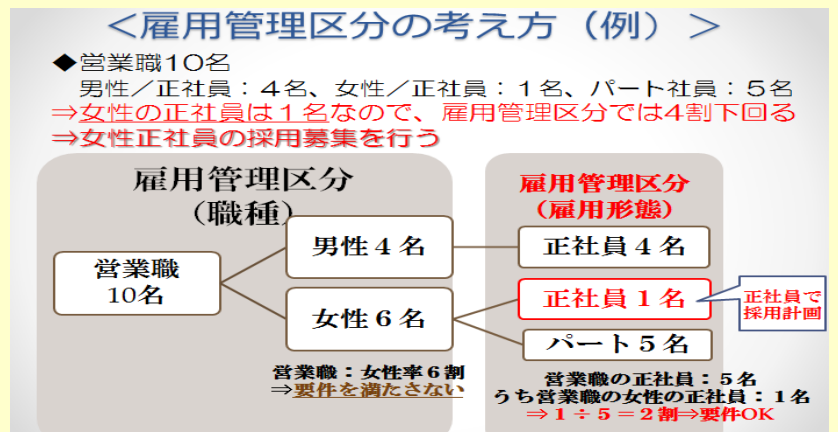


令和4年度 女性の活躍推進助成金 よくあるご質問(助成条件・支給決定・計画変更)

令和4年5月20日

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
1	助成条件	男女共用、または、店舗設置で従業員およびお客様が共同で使用する設備は対象となりますか。	対象外です。 女性従業員専用の設備が助成の対象となります。
2	助成条件	既存の女性従業員専用の設備が老朽化のため、改修工事をしたいのですが、対象となりますか。	本助成金は女性の新規採用・職域拡大に伴う環境整備が目的であるため、既存の女性従業員のための環境整備は、助成対象外です。 なお、本助成金における環境整備とは、現状において女性専用施設がない、という場合に限りです (例) 女性専用洋式トイレはあるが古いので改修したい→対象外 ※和式トイレから女性専用洋式トイレへの改修は助成対象となります。
3	助成条件	助成金を活用して、女性専用施設の整備を予定しているが、同時期に別の工事でも自社負担で計画している。申請はできますか。	「助成事業の工事」と「それ以外の工事」を明確に区別した見積書をご提出ください。両工事が混在した見積書では申請受付ができません。
4	助成条件	社長自らが個人所有している建物の改修も助成対象になりますか。	申請企業等の代表者又は代表者の三親等内の親族が所有する不動産等に係る工事費等は助成対象外となります。
5	助成条件	本社は都内ですが、神奈川県の実業所に女性専用設備をつくりたいと考えていますが、助成対象になりますか。	助成対象外です。都内で実施する事業が助成の対象となります。
6	助成条件	賃貸物件に係る整備でも助成対象となりますか。	助成の対象となります。 ただし、「改修承諾書」および「賃貸借契約書」の写しの提出が必要です。 また、移転予定先の場所にかかる工事で助成金を活用する場合は、提出日時点で既に賃貸借契約が締結されているなどの要件が複数ありますので、必ず申請前に財団宛にお問い合わせください。また、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年を経過する日まで移転しないことが前提となります。
7	助成条件	雇用管理区分とは何ですか。また、女性の割合が4割を下回っていることという要件がありますが、どのように判断すればよいでしょうか。	<p>下記「雇用管理区分の考え方(例)」をご参照ください。女性の割合が4割を下回っていることについては、申請する事業者ごとに職種や雇用形態の考え方は異なるため、申請提出書類の「組織図」で確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業職について「職種」という括りで雇用管理区分を見ると、男性4名に対し、女性は6名ですので、女性の割合としては6割となり、申請要件を満たしません。 ・「雇用形態」という括りで雇用管理区分を見ると、正社員の男性が4名に対して、正社員の女性は1名ですので、女性の割合は2割となり、申請要件である4割を下回っているということになります。したがって、「雇用形態」では申請要件を満たしているという判断となります。そのため、「女性正社員の営業職」に、新規に採用計画があることが申請の要件となります。



令和4年度 女性の活躍推進助成金 よくあるご質問(助成条件・支給決定・計画変更)

令和4年5月20日

番号	項目	質問 (Question)	回答 (Answer)
8	助成条件	助成対象となる消耗品を具体的に教えてください。	本助成金事業の対象施設内に配置するものは原則として税込単価1,000円以上10万円未満のものが対象となります。 具体例:休憩室のテーブル、イス、ソファ、鏡(設置型)、ブラインド ※ただし、設置工事を伴うエアコンは使用目的等を踏まえ、税込単価10万円を超えても助成の対象となる場合があります。
9	助成条件	助成対象外となる消耗品を具体的に教えてください。	本助成事業の対象施設内に据え付けられないもの等は原則として助成対象外です。 具体例:雑貨類、カーテン、布団やラグ等
10	助成条件	女性の新規採用にあたり、女性ロッカーの数を増やしたいのですが、女性更衣室内への設置が難しく、男女共用スペースに設置する場合でも助成の対象となりますか。	ロッカーは原則として、女性更衣室内に設置するものが助成の対象となります。
11	助成条件	就業時間が深夜となり、帰宅困難になった場合を想定した女性専用の仮眠室は助成の対象となりますか。	帰宅困難を想定した仮眠室は女性専用施設であっても、本助成金の対象となりません。あくまでも、就業規則等により仮眠をとることについて定めがある場合に限りです。 (例)二交代制など勤務の途中で仮眠できる時間が設けられている場合
12	助成条件	従業員が子ども連れ(小学生等)で出勤した時に子どもの遊び場として利用できるキッズスペースのような施設は助成の対象となりますか。	本助成金では、従業員が子ども連れで出勤した場合に、授乳やおむつ替え等のスペースとして利用するためのベビールームが助成の対象となりますので、上記以外の利用を想定した施設は助成対象外です。
13	支給決定	支給決定がおけるまでに、どのくらい時間がかかりますか。	正式受領(申請書と添付書類がすべて揃い、内容に不備がないことを確認した時点)から審査(現地調査含む)に入ります。審査期間については、申請内容等により変わるため、お答えできません。また、審査の進捗等についても、一切お答えできません。
14	支給決定	助成金の申請後、支給決定がおける前に業者に発注してしまった場合、助成の対象となりますか。	支給決定がおける前に発注した工事については、全額助成対象外です。
15	計画変更	事業着手後、工事中の段階で申請時の図面と変更せざるを得ない事情が発生した場合はどのようにしたらよいですか。	申請時の工事後の予定図面と変更が生じる場合は、必ず変更工事内容に着手する前に財団宛に連絡をしてください。事前に連絡がなく工事が進められた場合は、助成対象外となる場合があります。 また、変更内容により変更承認申請の手続きを行う必要があります。